

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県バス運行対策費補助金交付要綱 第 1 条～第 8 条 略 (補助対象経費の額) 第 9 条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。 当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ <u>2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。</u> <u>補助対象期間に運賃改定が行われた場合</u> <u>「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1＋「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）</u> <u>ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。</u> <u>3 第 1 項</u>の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の国庫補助路線であって、当該競合運行系統	高知県バス運行対策費補助金交付要綱 第 1 条～第 8 条 略 (補助対象経費の額) 第 9 条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。 当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ 2 前項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の国庫補助路線であって、当該競合運行系統の

の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該国庫補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該国庫補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該国庫補助路線の総キロ程}} \right)$$

4 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の国庫補助路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（1人未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

第10条～第17条の7 略

（補助対象経費の額）

第17条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

（第9条（第1項のただし書を除く）、第10条及び第11条の定めにより算出した額－第9条第1項のただし書、第2項、第3項、第4項、第10条及び第11条の定めにより算出した額）

第17条の9～第20条 略

（補助対象経費の額）

第21条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該国庫補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該国庫補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該国庫補助路線の総キロ程}} \right)$$

3 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の国庫補助路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（1人未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

第10条～第17条の7 略

（補助対象経費の額）

第17条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用に代わり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

（第9条（ただし書を除く。）、第10条及び第11条の定めにより算出した額－第9条ただし書、第10条及び第11条の定めにより算出した額

第17条の9～第20条 略

（補助対象経費の額）

第21条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ <u>2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。</u> <u>補助対象期間に運賃改定が行われた場合</u> <u>「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1＋「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）</u> <u>ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。</u> <u>3 第 1 項</u>の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の県補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。 $\left(\frac{\text{当該県補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該県補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該県補助路線の総キロ程}} \right)$ 第 22 条～第 26 条の 7 略	当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ 2 前項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の県補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。 $\left(\frac{\text{当該県補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該県補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該県補助路線の総キロ程}} \right)$ 第 22 条～第 26 条の 7 略
--	---

第3章の3 生活交通路線維持費補助金（県補助路線補助上限超過分）

【新設】

（補助対象経費の額）

第26条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

（第21条（第1項のただし書を除く）の定めにより算出した額－第21条第1項のただし書、第2項及び第3項の定めにより算出した額）

（補助金の交付の申請）

第26条の9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第24号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

（補助金の交付額）

第26条の10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

<u>(補助金の交付の決定、額の確定等)</u> <u>第 26 条の 11 知事は、第 26 条の 9 第 1 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第 5 号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u> <u>2 知事は、第 26 条の 9 第 2 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第 9 号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u> <u>3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 2 項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第 26 条の 13 において準用する第 26 条第 1 項中の第 14 条の 2 の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。</u> <u>(実績報告)</u> <u>第 26 条の 12 前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 25 号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。</u> <u>(準用)</u> <u>第 26 条の 13 第 18 条から第 20 条まで及び第 26 条第 1 項の規定は、この章の補助金について準用する。</u>	【新設】
---	--------------------

第 27 条～第 47 条 略 (附 則) 略 <u>(附 則)</u> <u>1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。</u> <u>2 第 2 章の 3、第 3 章の 3 及び第 4 章の 2 の規定は、令和 7 年度の補助事業に適用する。</u>	第 27 条～第 47 条 略 (附 則) 略
様式 略	様式 略